

中国独占禁止法

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

April 2008

www.bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベッカー&マッケンジー外国法事務弁護士
事務所（外国法共同事業）
100-0014
東京都千代田区永田町2丁目13-10
ブルデンシャルタワー

This may qualify as "Attorney Advertising"
requiring notice in some jurisdictions. Prior
results do not guarantee a similar
outcome.

中国国務院が独占禁止法の届出基準案を公布

昨年全国人民代表大会（「全人代」）で可決された、中華人民共和国独占禁止法（「独禁法」）は2008年8月1日に施行されます。独禁法自体は、企業合併の届出が必要となる基準を設けていません。その代わりに、この基準を定める権限が国務院に付与されました。これによってこの基準は、より大規模な全人代の立法機関を通過するのに比べて、随時、より迅速に国務院によって監視、改正されることが可能になるはずです。独禁法の実施は、国務院の下に設立される予定の独占禁止法実施機関(国务院反垄断执法机构)により行われることになっています。この独占禁止法実施機関の構造がどうなるかは、未だに確定されていません。

国務院は2008年3月27日に、「国務院の事業者集中の届出に関する規定」案(国务院关于经营者集中申报的规定)（「集中規定案」）を公布し、届出の基準及び一定の手続きに関する事柄を明確にしました。

1 届出義務のある取引

独禁法の下では、以下のいずれかの「集中」タイプに該当する場合、企業合併の支配力に関する届出が義務となります：

- 事業者間における合併；
- 事業者による、持分または資産買収の方法での、他の事業者の支配力の取得；または
- 事業者による、契約等経由での他の事業者の支配力、または、他の事業者に対する決定的な影響力の取得。

「外国投資家による国内企業の買収に関する規定」(关于外国投资者并购境内企业的规定、「2006年M&A規則」)による以前の合併統制の体制と異なり、独禁法は、他の繋がりのない企業体への支配力、または決定的な影響力が生じる場合にのみ合併の届出を義務付けています。集中規定案は、何が「支配」に当たるか、以下を含む指針を提示します：

- 他の事業者の50%以上の、議決権のある株式または資産を取得した場合；

- 他の事業者の議決権のある株式または資産の、最大の所有者となった場合；
- 他の事業者の過半数の議決権を、実質的に支配できる場合；
- 他の事業者の取締役会の役員の過半数を選任、指名することができる場合；そして
- 独占禁止法実施機関が定める他の状況。

集中規定案はまた、「決定的な影響」を、他の事業者の生産、または運営政策に決定的な影響を発揮できる能力、としました。

2 新しい届出基準

2006年M&A規則は新しい基準により改正されます。国务院によりますと、届出基準案は、中国社会科学院が作成した報告書に基づいて、48カ国の届出基準を研究し、中華人民共和国の一人当たりのGDPなどの顕著な要素を考慮した上で作成したものです。

集中規定案が定める基準は、以下の経済力と事業支配力の集中状況において、合併支配力の届出書の提出を求めます：

- 集中に関与する全ての事業者の、前事業年度の世界中の売上高合計が90億元（約13億ドル）を超えた、および、そのうち少なくとも2社各々の、中国国内における売上高が3億元（約4300万ドル）を超えた場合；
- 集中に関与する全ての事業者の、前事業年度の中国国内の売上高合計が17億元（約2億4300万米ドル）を超えた、および、少なくとも2社各々の、中華人民共和国における売上高が3億元（約4300万ドル）を超えた場合；もしくは
- 集中に関与する事業者の、中華人民共和国での関連市場の占有率が、25%を超える結果を集中が招く場合。

売上高を計算するには異なる業界、分野の特徴、実際の状況等も考慮しなければなりません。この点に関しては、独占禁止法実施機関が国务院の関係部署、機関と相談した上、具体策を定めることとなります。

3 実施機関からの届出要求

届出の基準のいずれも満たしていなくても、独占禁止法実施機関が計画中の集中案が中国での競争を排除、制限すると判断した場合、実施機関の裁量で届出を要求することができます。

4 短縮審査

最近の実例を見ますと、中国の現行合併統制体制下では、合併の認可手続きに長い審査時間がかかります。まず、届出者は30営業日（または延長期間）の審査期間の満了まで待たなければなりません。中国の合併審査機関が期間満了前に書面による認可を与えることは、実際にはありません。加えて

中国の合併審査機関が、届出の情報が不十分と判断する場合、または他に提示する質問がある場合には、審査を開始しないという裁量権を行使することもできます。

集中規則案は、明らかに競争行為を排除または制限する結果をもたらさない集中のために、独占禁止法実施機関が、短縮された審査手続きを創設することを提案しています。しかし、そのような短縮審査がいつ導入されるかまだ明らかにされておらず、従って、それまでは中国で合併支配力の届出を行う際、十分な時間を見積もっておくことが望ましいと言えます。

はっきりしない点がまだ数多くあります。例えば、持分の取引で、売上の売上高も売上高に計算されるとなっています。しかし、買収後、売主が対象企業を支配しなくなった場合、売上の売上金は除外されるべきです。さもないければ、外国投資家が大手中国国営企業、またはその他の中国大手グループ企業から株を買取る際、売上高基準を容易に超えてしまいます。

そのほか集中規定案は、未開発領域のプロジェクトが独禁法の届出対象になるか否か、明確にしていません。また、会社がグループ企業の一部である場合売上高をどのように計算するか、より詳細な指針があるべきです。

私たちは今後も本件の進捗状況を追って、最新情報を提供したいと思います。

This Publication has been prepared for clients and professional associates of Baker & McKenzie. Whilst every effort has been made to ensure accuracy, this Publication is not an exhaustive treatment of the area of law discussed and no responsibility for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of material in this Publication is accepted by Baker & McKenzie.

東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。